

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める件

再審は、無実の人を救済するための最後の砦である。罪を犯していないにもかかわらず犯罪者として処罰を受けるえん罪は、個人の人格を否定するだけでなく、法制度の正当性そのものを揺るがす深刻な問題であり、人が人を裁くという営みにおいて、細心の配慮をもって向き合うべき重要な課題である。

再審の手続を定めた再審法（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求の審理のあり方に関する規定がほとんど存在せず、その運用が裁判所の広範な裁量に委ねられている。また、事件を担当する裁判官によって再審請求の取扱いが異なっており、公平性にも疑義が生じている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。えん罪被害者の救済を図るためには、捜査機関の保有する証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在しない。そのため、証拠開示の可否や範囲は裁判官の訴訟指揮に左右され、実務上の格差が生じている。

さらに、再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより、審理が長期化し、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられているとして、再審開始決定という、いわば中間的な判断については、検察官の不服申立てを認めるべきではないとの議論がある。

よって、国会及び政府におかれては、えん罪被害者の一刻も早い救済のために、再審法の改正を実施することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 24 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
内閣官房長官 様

仙台市議会議長 橋本啓一